

Z E R O 日本語学校学則

第1章 総則

〔機関の目的〕

第1条 本学は、日本で高等教育機関への進学を目指す外国人に対する日本語教育を通じて、共に社会を築こうとする共生社会の実現に貢献できる人材の育成を目的とする。

〔機関の名称〕

第2条 本学の名称は「Z E R O 日本語学校」とする。英語名称は「ZERO Japanese Language School」とする。

〔所在地〕

第3条 本学は、兵庫県尼崎市西難波4丁目6番26号に置く。

〔点検・評価〕

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 授業実施期間、休業日及び授業の終始時刻

〔授業実施期間〕

第5条 本学は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の期間を分けて、別表1の学期とする。

〔休業日〕

第6条 本学の休業日は別表2の通りとする。

2 非常災害その他急迫の事情があると学長が認めた時は、臨時に休業することができる。

〔授業の終始時刻〕

第7条 授業の終始時刻は、別表3の通りとする。

第3章 日本語教育課程、授業時数、学習の評価および職員組織

〔日本語教育課程〕

第8条 本学の日本語教育課程、修業期間、日本語能力（「日本語教育の参照枠」の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、レベル別授業科目及び授業時数は、別表4の通りとする。

ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする

〔クラス編成〕

第9条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

〔学習の評価〕

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度、課題の提出等を総合して、別表5のとおり
の4段階とする。

2 前項の学習の評価に関し、必要な事項は別に定める。

〔職員組織〕

第11条 本学に次の職員を置く。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 学長 | 1名 |
| (2) 主任教員 | 1名 |
| (3) 専任教員 | 3名以上 |
| (4) 非常勤講師 | 2名以上 |
| (5) 事務統括責任者 | 1名 |
| (6) 生活指導担当者 | 1名 |
| (7) 生活指導担当教職員 | 1名以上（学生の母語担当者を含む） |

2 非常勤講師の人数を専任教員で充足することができる。

〔学長、副学長〕

第12条 学長は、本機関の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

2 学長は、臨時にその職務を行う者として副学長を指名することができる。

第4章 入学、休学、退学、卒業および賞罰

〔入学資格〕

第13条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 12年以上の学校教育またはそれに準じる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 財務及び身元を保証する「経費支弁者」を有する者。

〔入学手続〕

第14条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第22条に定める入学検定料を添えて、指定期間日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第22条に定める学納金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

〔休学・復学〕

第15条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学をした者が復学しようとする場合は、学長にその旨を届け出て、学長の許可を得て復学することができる

〔転学・退学〕

第16条 転学、もしくは、退学しようとする者は、その事由を記載した退学願いを届け出て、学長の許可を受けなければならない。

〔除籍〕

第17条 国、行政及び本学の定める諸規定を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学長は学生の除籍処分を行うことができる。

〔修了・卒業〕

第18条 修了要件は、第10条に定める授業科目の学習評価で在籍期間の平均成績がC以上であること、1380単位時間以上の授業に出席することとする。

- 2 修了要件を満たした者については、学長が課程の修了を認定する。
- 3 学長は、本学所定の課程を修了した者に対し、卒業証書を授与する。

〔褒章〕

第19条 学長は、成績優秀であり、かつ、他の模範となる者に対して褒賞を与えることができる。

〔懲戒処分〕

第20条 この学則及び本学の定める諸規則を守らず、その本文にもとる行為があったときは、学長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学、退学及び除籍とする。

第5章 納付金

〔学納金〕

第21条 本学の学納金は、別表6の通りとする。

〔学納金の返還〕

第22条 既に納入した学納金は、返金規定に基づくものとする。

〔滞納〕

第23条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わず、学納金を3ヶ月以上滞納しその後においても納入の見込みがない場合、学長は当該学生を除籍することができる。

第6章 雑則

〔健康診断〕

第24条 健康診断は、毎年1回実施するものとする。

第7章 学則の改定

〔学則の改定〕

第25条 この学則の改定は、会議の議を経て、役員承認のうえで、学長が行う。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

学期	始期	終期
第 1 学期	4 月 1 日	6 月 3 0 日
第 2 学期	7 月 1 日	9 月 3 0 日
第 3 学期	1 0 月 1 日	1 2 月 3 1 日
第 4 学期	1 月 1 日	3 月 3 1 日

別表 2

1	土曜日・日曜日
2	国民の祝日に関する法律で規定する日
3	学期間の休業 1) 春季休業（3月下旬から4月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。） 2) 夏季休業（8月中旬の3週間、終始日は各年度前に決める。） 3) 冬季休業（12月下旬から1月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。）

別表 3

午前の部	授業時間
1 時間目	9:00～9:45
2 時間目	9:50～10:35
3 時間目	10:45～11:30
4 時間目	11:35～12:20

午後の部	授業時間
1 時間目	13:20～14:05
2 時間目	14:10～14:55
3 時間目	15:05～15:50
4 時間目	15:55～16:40

別表 4

課程	修業 期間	収容 定員数	日本語 能力	レベル	授業科目	授業時数
大学・ 専門学校 進学 2年課 程 (A1)	2年	80名	A1→B2	初級	日本語総合 読む	330時間 110時間
				中級	日本語総合 日本の生活と文化 表現 進学	256時間 64時間 256時間 64時間
				中上級	日本語総合 日本の生活と文化 表現 進学 ノート	256時間 176時間 80時間 64時間 64時間
大学・ 専門学校 進学 2年課 程 (A2)	2年	20名	A2→B2	初中級	日本語総合 読む	165時間 55時間
				中級	日本語総合 日本の生活と文化 表現 進学	256時間 128時間 192時間 64時間
				中上級	日本語総合 日本の生活と文化 表現 進学 ノート	264時間 132時間 132時間 66時間 66時間
				上級	日本語総合 日本の生活と文化 表現 進学 ノート	92時間 28時間 40時間 20時間 20時間

別表 5

評定	達成率	合否
A	80%以上	合格
B	70%以上80%未満	合格
C	60%以上70%未満	合格
D	60%未満	不合格

別表 6

内訳	1年目	2年目
入学検定料	20,000円	
入学金	50,000円	
授業料	600,000円	600,000円
施設費	20,000円	20,000円
設備費	40,000円	40,000円
教材費	40,000円	20,000円
課外活動費	10,000円	10,000円
保険料	20,000円	
健康管理費	10,000円	10,000円
その他	17,000円	17,000円
合計	827,000円	717,000円

※別途、消費税がかかります。

学納金返金規定

1. 返金内容および条件

- ① 査証の申請を行わない、もしくは、認められない場合、査証を取得したが来日以前に入学を辞退した場合

入学検定料	入学金	授業料	その他学納金
×	×	○	○
条件	辞退願いの届出、入学許可書の返却、在留資格認定証明書の返却		

- ② 入国したが、不入学・不登校で退学した場合

入学検定料	入学金	授業料	その他学納金
×	×	○	○
条件	退学願いの届出、帰国を確認		

- ③ 入学後、中途退学の場合

入学検定料	入学金	授業料	その他学納金
×	×	次学期以降の 残授業料を返金	×
条件	退学願いの届出、帰国を確認		

- ④ 他校への転校・進学、婚姻等で在留資格が変更された場合

入学検定料	入学金	授業料	その他学納金
×	×	次学期以降の 残授業料を返金	×
条件	退学願いの届出、在留資格の変更を確認		

- ⑤ 在留期間更新ができなかった場合(出入国管理局で許可がおりなかった場合)、法令・校則に違反し、除籍処分となった場合

入学検定料	入学金	授業料	その他学納金
×	×	次学期以降の 残授業料を返金	×
条件	退学願いの届出、帰国を確認		

2. 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金を行わない。

学習の評価に関する規程

第1条（目的）

この規程は、ZERO日本語学校学則の第10条に基づき、学習の評価について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（試験）

- 1 試験の成績の評価は、その試験の結果に基づき100点法による。
- 2 試験当日15分を超えて遅刻した者は受験することができない。また試験開始15分後には退出することができるが、一度退出した者の再入室は認めない。
- 3 試験を欠席した者の当該試験科目の試験成績は0点とする。
- 4 認められる事由があり、事前または事後に欠席理由書を提出しない場合は、当該試験科目の試験成績を0点とする。
- 5 試験中に不正行為を行った者に対しては、当該試験科目の試験成績を0点とする。

第3条（再試験・追試験）

- 1 試験の成績が60点に満たなかった場合、再試験を行うことがある。
- 2 病気・忌引・その他、交通事故等本人の責によらないやむを得ぬ事情で試験を受験できなかった場合には、後日追試験の機会が与えられる。但し、疾病・傷病の場合には、医師の診断書を添付し申請しなければならない。

第4条（出席状況）

- 1 出席率の算出方法は、各学期の出席授業単位時間数÷各学期の総授業単位時間数とする。
- 2 欠課は次のとおりとする。
 - (1) 授業時間に15分未満の遅れを遅刻とし、15分以上の遅れを欠課とする。
 - (2) 早退は授業時間終了15分未満までとし、15分以上を欠課とする。
 - (3) 遅刻、早退は3回で1単位時間の欠課とする。

第5条（会議）

成績判定に関する会議は学期末におこなうものとする。

第6条（その他）

この規程の定めるもののほか、必要な事項は、会議において別に検討し、学長の承認を得て定める。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。